

第 1 1 回 久留米市景観審議会 議事次第

日時：令和 5 年 11 月 28 日（火曜）10:00～

場所：久留米市役所 4 階 4 0 1 会議室

○ 開会

○ 委員紹介

○ 会長選出

○ 会長挨拶

○ 議案審議

1. 諮問第 8 号

久留米市景観計画の変更

（太陽光発電設備に関する景観形成基準の追加）について

2. 諮問第 9 号

久留米市屋外広告物条例等の改正について

○ その他

・ 専門部会（車体利用広告物デザイン審査部会）について

○ 閉会

久留米市景観審議会委員名簿

	区 分	氏 名	役 職 名
1	学識経験者	おおもり ようこ 大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授
2	〃	やました さんぺい 山下 三平	九州産業大学 建築都市工学部 都市デザイン工学科 教授
3	〃	ほんま みなこ 本間 美奈子	久留米大学 法学部法律学科 教授
4	〃	しばた ひさし 柴田 久	福岡大学 工学部社会デザイン工学科 教授
5	〃	たかとり ちか 高取 千佳	九州大学 大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 准教授
6	関係団体の 代表	たかはし りょう 高橋 涼	福岡県 建築都市部 都市計画課長
7	〃	たなか のぶかず 田中 伸和	福岡県広告美術協同組合連合会 会長
8	市民代表	もりやま ひでこ 森山 秀子	久留米市美術館 副館長
9	〃	なかむら ひとみ 中村 仁美	福岡県建築士会
10	〃	おおつぼ たいら 大坪 平	久留米市校区まちづくり連絡協議会

任期：令和7年6月30日まで

諮問第8号

久留米市景観計画の変更について

1. 変更内容

太陽光発電設備に関する景観形成基準の追加

2. 理由

本市では、自然や歴史・文化の中で形づくられてきた貴重な景観資源を保全、創出していくために、平成22年12月に景観法に基づく「久留米市景観計画（以下、景観計画という）」を策定し、運用している。

2050年脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーが推進されている社会状況から太陽光発電設備の増加が見込まれ、その立地や規模によっては眺望等の景観に与える影響が大きいことから、良好な景観形成を推進するため、太陽光発電設備に関する景観形成基準を景観計画に追加するものである。

第8号議案

久留米市景観計画の変更について

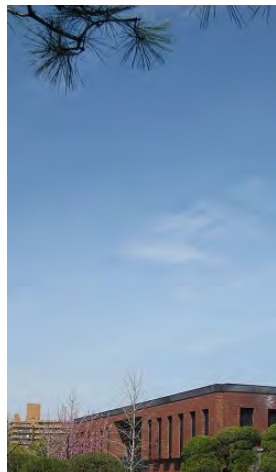
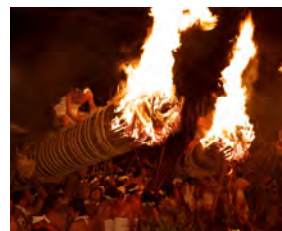
□景観計画の変更箇所一覧表

章・頁	新	旧	
表紙	<追加> (変更) 令和 年 月 日 施行	—	
はじめに・目次・序章	<変更無し>	—	
第1章・第2章	<変更無し>	—	
第3章	表紙(P60)	<変更無し>	
	P61	<文言追加> 【届出対象工作物】の対象規模に <太陽電池モジュールの設置面積の合計が 250㎡以上のもの>を追加	—
	P62-1	<頁番号の変更> P62-1	P62
	P62-2	<頁の追加> <□太陽光発電設備に関する景観形成基準> を追加	—
	P61～P65	<変更無し>	—
第4章	表紙(P66)	<変更無し>	—
	P67～P70	<変更無し>	—
	P71	<文言追加> [工作物／新築、増築、改築、もしくは移転] の対象規模に <太陽電池モジュールの設置面積の合計が 250㎡以上のもの>を追加	—
	P72	<文言追加> 表下部に※を追加	—
第5章～第9章	<変更無し>	—	
参考資料・裏表紙	<変更無し>	—	

※ 議案書（景観計画抜粋箇所）

久留米市景観計画

Kurume City Landscape Planning



平成23年 4月 1日 施行
(変更) 平成27年10月 1日 施行
(変更) 平成30年 3月30日 施行
(変更) 令和 元年10月31日 施行
(変更) 令和 年 月 日 施行



熟稲（1927） 坂本繁二郎

出典：石橋美術館開館 50 周年記念 坂本繁二郎展（石橋美術館）

第3章 景観形成のための行為の制限

良好な景観形成を進めるための、景観形成の基準を示します。

第3章 景観形成のための行為の制限

(景観法第8条第2項第2号)

1. 建築物、工作物

【届出対象建築物（景観法第16条第1項第1号）】

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

地域区分		対象規模
自然・田園部	耳納連山山辺地域	高さ 10m以上または、 延床面積 500㎡以上
	東部田園地域	
	西部田園地域	
市街地部	中心市街地地域	高さ 12m以上または、 延床面積 500㎡以上
	周辺市街地地域	

【届出対象工作物（景観法第16条第1項第2号）】

以下に該当する工作物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

地域区分		対象規模
自然・田園部	耳納連山山辺地域	高さ 10m以上 太陽電池モジュールの設置面積の合計が 250㎡以上のもの
	東部田園地域	
	西部田園地域	
市街地部	中心市街地地域	高さ 12m以上 太陽電池モジュールの設置面積の合計が 250㎡以上のもの
	周辺市街地地域	

※景観重点地区の届出対象建築物・工作物については第4章に掲載しています。

□建築物・工作物の行為の景観形成基準

※景観重点地区の景観形成基準については第4章に掲載

		自然・田園部			市街地部	
地域区分	耳納連山山辺地域	東部田園地域	西部田園地域	中心市街地地域	周辺市街地地域	
建築物・工作物の景観形成基準	位置（配置）	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 			<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。 また、高層部は、隣接する建築物との壁面の位置を合わせるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。
		—	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。 	—		
建築物・工作物の景観形成基準	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。 筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。 JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。 			—	<ul style="list-style-type: none"> 田主丸地域については、JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。
		<ul style="list-style-type: none"> 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とする。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りでない。 	—	—		
建築物・工作物の景観形成基準	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周辺との調和を図るなど連続性のある景観の創出に配慮すること。 商業系施設の低層部は、ショーウィンドーやカフェテラス、ギャラリー等により賑わいを演出し、歩行者に楽しさや快適さを与えるよう配慮すること。 商業系施設のシャッターは、透過性のあるものとし、閉店後のまちなみにも配慮すること。 敷地内のオープンスペースが魅力的に利用されるよう、低層部と外構のデザインに配慮すること。 	—
		—	—	—		
建築物・工作物の景観形成基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> マンセル値によりR系（赤系）は彩度6を、YR系（黄赤系）、Y系（黄系）は彩度4を、GY系（黄緑系）、G系（緑系）、BG系（青緑系）、B系（青系）、PB系（青紫系）、P系（紫系）、RP系（赤紫系）は彩度2を超える色彩を使用しないこと。 ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、中心市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、外壁各面の40%程度は、この限りでない。 ただし、周辺との調和に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> マンセル値によりR系（赤系）は彩度4を、GY系（黄緑系）、G系（緑系）、BG系（青緑系）、B系（青系）、PB系（青紫系）、P系（紫系）、RP系（赤紫系）は彩度2を超える色彩を使用しないこと。 ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。
		<ul style="list-style-type: none"> 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の色彩は周囲の景観と調和したものとする。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。 低層部はアクセント色の工夫により賑わいの創出に配慮すること。 		
建築物・工作物の景観形成基準	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。 やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。 				
建築物・工作物の景観形成基準	緑化・外構	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。 筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> オープンスペースでの緑化に配慮すること。 駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。 塀や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること。
建築物・工作物の景観形成基準	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。 夜間広告は、間接照明等を用いて品格ある夜間の演出に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。

□太陽光発電設備に関する景観形成基準

項目	建築物の屋根・屋上・壁面等に設置	土地に自立して設置
位置	—	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、斜面地、高台周辺にはできる限り設置しないこと。 ・道路や住宅の敷地等に隣接して設置する場合は、敷地境界からの後退に努めること。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の高さは、周囲の景観から突出しない高さに努めること。 高さを抑制が困難な場合は、ルーバー等の設置により容易に見えないよう努めること。 	
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が屋根から突出しないように設置し、屋根との一体化に努めること。 ・陸屋根に設置する場合は、建築物と一体的なデザインとなるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃える等、配列に一定の規則性を持たせること。 ・太陽電池モジュールの傾斜角は 30 度以下に努めること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射のものを使用すること。 	
附属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナー、キュービクル、保安柵等の附属設備は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること。 	
緑化 外構	—	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採は、必要最小限とすること。 ・道路や住宅の敷地等に隣接して設置する場合は、植栽や塀等の設置に努めること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等、景観の保守に努めること。 ・営農型太陽光発電設備の場合、最上部までの高さは 4m 以下、傾斜角は 15 度以下に努めること。 	

※ 太陽光発電設備の景観形成基準を適用する区域は、全市域（景観計画区域）とする。

※ 太陽光発電設備の景観形成基準は、P62-1 または P72 に上記を追加する。

2. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項3号）

【届出対象】

市街化区域：開発区域面積 1,000 m²以上
その他の区域：開発区域面積 3,000 m²以上

【景観形成基準】

- ・長大な法面または擁壁が生じないように配慮すること。ただしやむを得ない場合は、次のような配慮をすること

<法面>

- ・出来るだけ周囲と調和する構造及び形態とし、出来る限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること。

<擁壁>

- ・構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること。

3. 良好な景観の形成に支障のある行為（景観法第16条第1項4号）

<土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更>

【届出対象】

市街化区域：区域面積 1,000 m²以上
その他の区域：区域面積 3,000 m²以上 ただし自然公園法の許可・届出対象を除く

【景観形成基準】

- ・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。
- ・長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること
- ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。

<夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明>

【届出対象】

届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明

【景観形成基準】

- ・自然・田園部でライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。
- ・周辺市街地地域でライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。
- ・中心市街地地域でライトアップ等を行う場合は、歩行空間を演出する照明施設等により魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。
- ・景観重点地区でライトアップ等を行う場合は、周囲の環境に配慮すること。

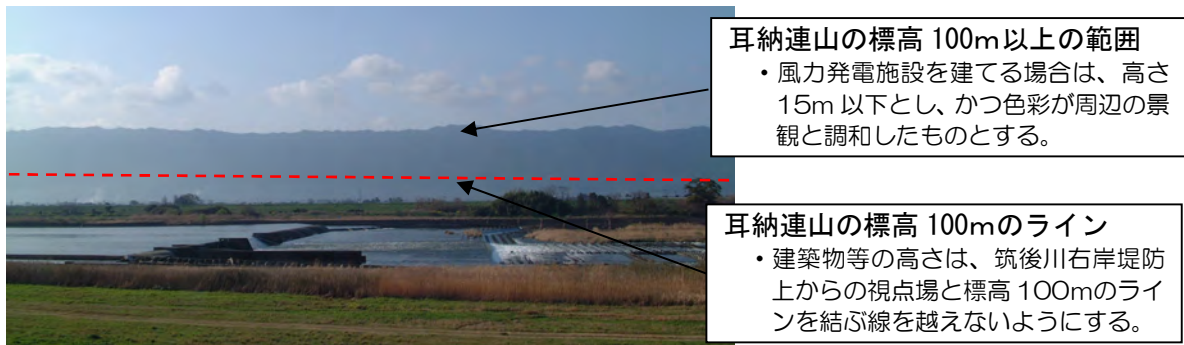
4. 高さの考え方

【高さについて】景観形成基準

- 低層の街並みから突出した高さとならないよう配慮すること。
- 筑後川堤防道路から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。
- JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。
- 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とする。

自然・田園部（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）では、低層の街並みから突出した高さとならないように、高さ12mを越えないように配慮することとします。

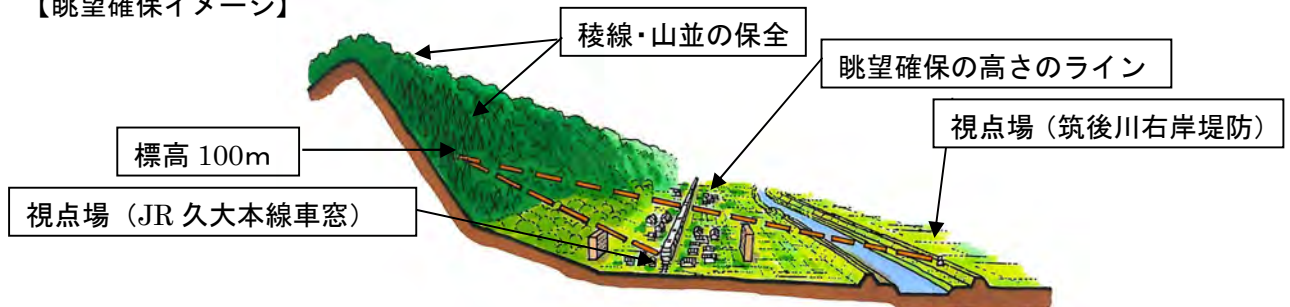
また、東部田園地域及び耳納連山山辺地域では、久留米の原風景を守り続けるために、雄大な耳納連山を連続して見ることができると見ることが出来る視点場を、筑後川と一体となって眺望できる筑後川右岸堤防とJR久大本線の車窓とし、その眺望を著しく阻害する建築物・工作物の高さを誘導することとします。そのために、その眺望を確保する範囲内（高良山から鷹取山）の建築物・工作物の高さは、背景となる耳納連山の標高100m以上の山の緑を遮らないよう、視点場と標高100mの地点を結ぶラインを越えないこととし、屏風状に連なる山の緑の眺望の連続性を確保します。さらに、耳納連山の標高100m以上の範囲について、風力発電施設により山の稜線を分断するなど山並み景観を阻害することがないように、高さを15m以下とし、かつ周囲の景観と調和した色彩とします。



【眺望確保範囲】



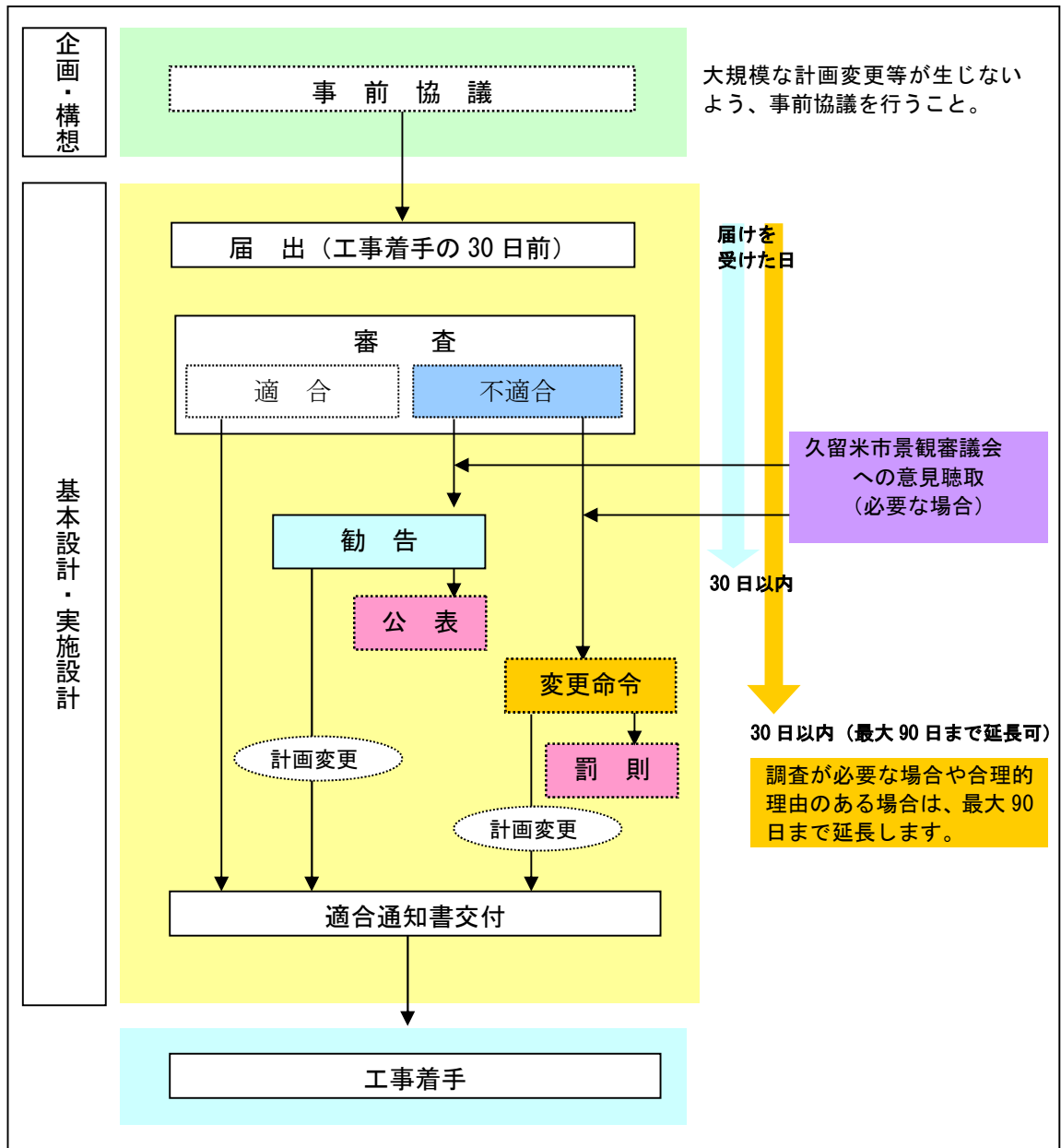
【眺望確保イメージ】

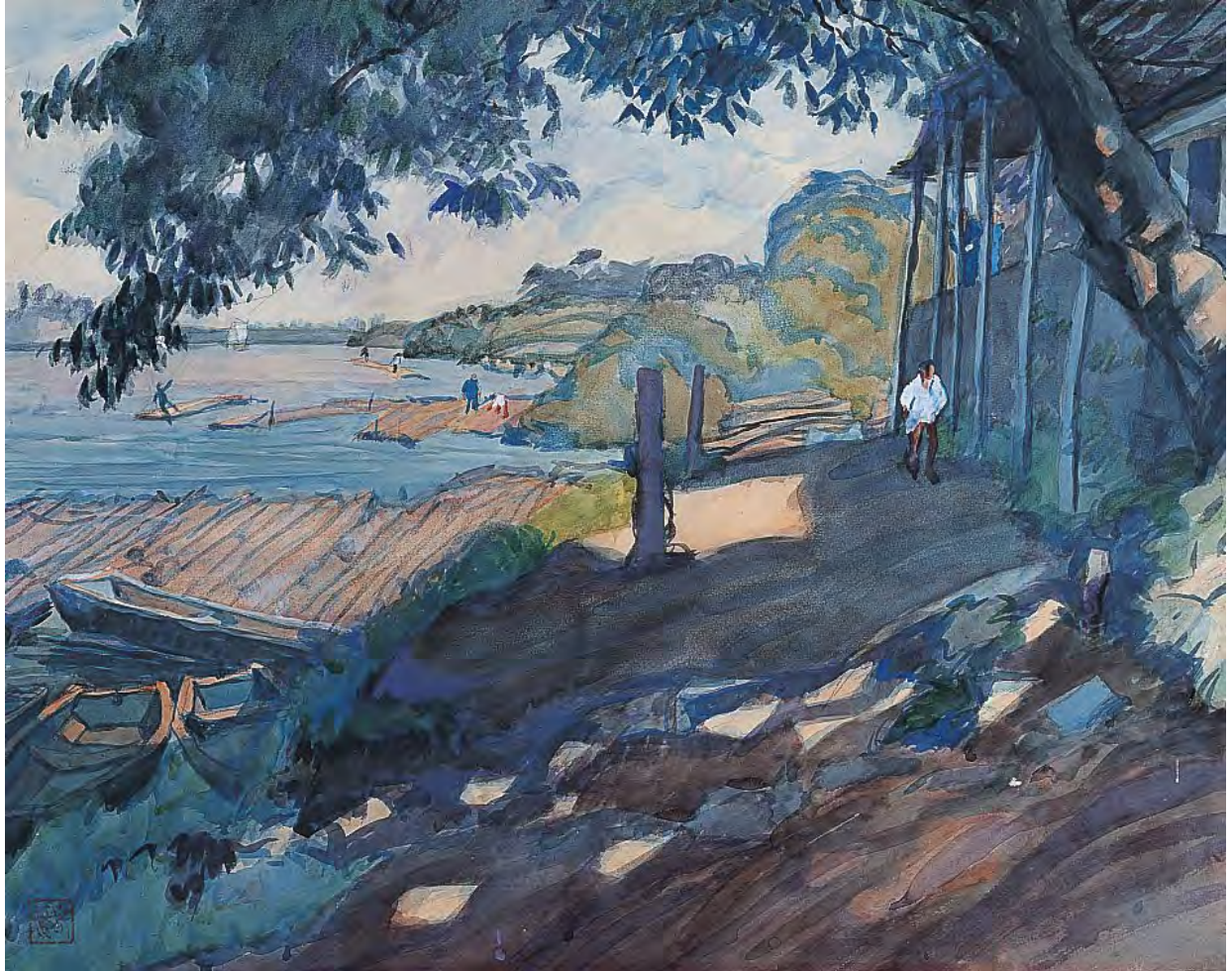


5. 届出の流れ

景観計画の運用にあたって、行為の届出に対する審査について、以下に示す流れに沿って行います。

□届出の流れ





筑後川（1914 頃） 古賀春江

出典：青木繁・坂本繁二郎生誕 120 周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

第4章 景観重点地区

景観重点地区の地区特性を活かした良好な景観形成を進めるための景観形成の方針や基準を示します。

1. 京町周辺景観重点地区

1. 地区指定の趣旨

京町周辺は、本市の玄関口である J R 久留米駅の西側に位置し、九州一の大河、筑後川の雄大な自然に抱かれた地区です。本地区には藩政時代の町割が現在も残り、全国にある水天宮の総本宮をはじめ、久留米藩主有馬氏の菩提寺である梅林寺や、筑後川を隔てた西の防衛的役割を担うものとして配置された寺社仏閣、日本を代表する郷里の近代洋画家、坂本繁二郎の生家等がある、歴史と文化が薫る地区です。



<天保年間久留米城下絵図>



<京隈小路の名残があるまちなみ>

一方、九州新幹線全線開業に伴う J R 久留米駅西口の開設を契機に、住民と行政が一体となり、J R 久留米駅西口周辺のまちづくりについて議論し、まちづくり構想を策定してきました。そして『歴史・文化の薫る、住みたいまち、訪れたいまち、出会うまち』を目標としたまちづくりに取り組んでいます。その一環として、地域の魅力的な景観資源を歩いて巡る、まち歩きイベントを開催するなど、歴史と自然を活かしたまちづくりが活発的に行われている地区です。



< J R 久留米駅西口の開設 >



<京隈かいわいめぐり>

以上のことを踏まえ、本地区の歴史や文化を活かして、快適な住環境を守り受け継ぐと共に、良好な景観形成への取組みを通して地域の活性化を促進していくことを目的に、京町周辺を景観重点地区に指定するものです。

2. 景観特性



【地域特性】

1) 歴史・文化が息づく地区

- ・水天宮総本宮や梅林寺、伊勢天照御祖神社^{いせあまてらすみおやじんじや}、城下町の町割りなどの歴史資源が多く点在する地区
- ・郷里の画家であり日本近代絵画の巨匠、坂本繁二郎の生家（本市で唯一の武家屋敷）があり、貴重な歴史・文化資源が残る地区
- ・5世紀後半から6世紀初めにつくられた日輪寺古墳や、京隈侍屋敷遺跡^{きょうのくまざむらいやしきいせき}から出土した弥生土器などから、古代から人が生活していたことが伺える地区



<水天宮総本宮>



<坂本繁二郎生家>

2) 自然が身近な地区

- ・本市を代表する自然、筑後川に面し、自然に恵まれた地区
- ・梅林寺外苑の約500本の梅の木など花木の名所を有する地区



<水天宮から見る筑後川>



<梅林寺外苑>

3. 景観形成に関する目標と方針



【目標】

「JR久留米駅西口まちづくり構想」を踏まえた景観形成の目標

閑静な住環境を守り、京町の歴史と文化に調和したまちなみづくり

【方針】

① 緑と歴史と文化に調和した景観の形成

本地区には、水天宮や梅林寺など、本市を代表する寺社仏閣や、城下町の町割りなど歴史的・文化的な景観と、筑後川などの水と緑の自然豊かな景観が併存しています。

このまちなみの雰囲気を保全・修復するとともに、地域の歴史や文化と調和した周辺を含めた個性豊かな景観を形成します。

② おもてなしの心にあふれる景観の形成

本市の玄関口であるJR久留米駅に西口が開設され、坂本繁二郎生家や水天宮まで歴史のプロムナードが整備されたことで、来街者が増え、これから新たなまちづくりが始まる地区です。筑後川を背景とした歴史的な建造物など、豊富な景観資源を保全・活用し、来訪者が歩きながら楽しめる景観を創出します。

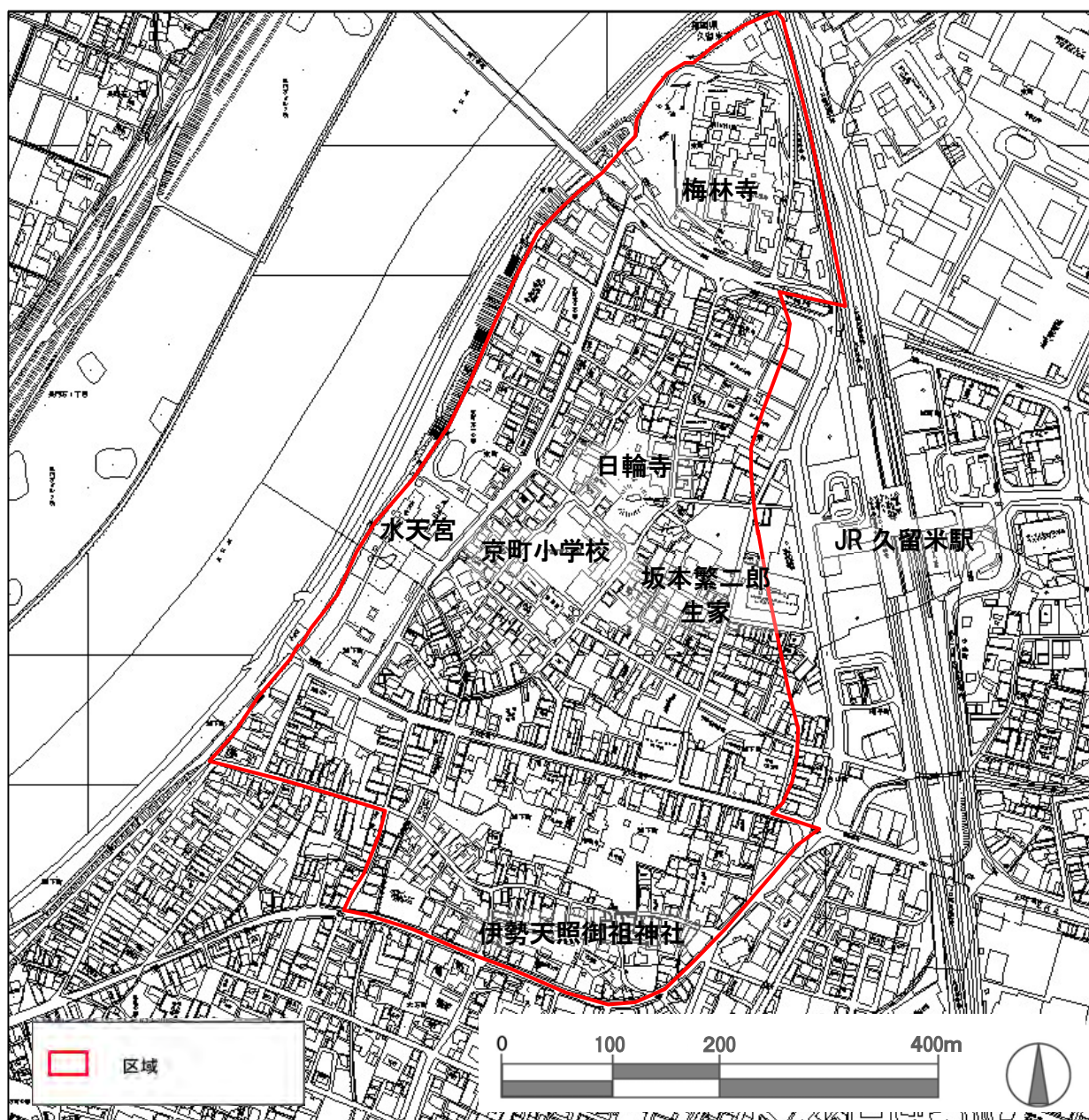
③ 古いものと新しいものが共存する景観の形成

九州新幹線全線開業に伴い、JR久留米駅周辺では新たな開発が予想されます。本地区の魅力である歴史的・文化的で落ち着いた住環境や周辺の景観に配慮した、賑わいと落ち着きが調和した景観を形成します。

4. 景観重点地区の区域



□地区の区域：京町、瀬下町、大石町、白山町の各一部（約33ha）



5. 届出対象行為



種別		対象規模
建築物	新築、増築、改築もしくは移転	延床面積 10 m ² 以上の建築物
	外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	延床面積 10 m ² 以上の建築物の外観変更に係る部分が各壁面の面積の 1 / 5 以上のもの
工作物	新築、増築、改築もしくは移転	高さ 10 m 以上の <u>工作物</u> ※ 高さ 2 m 以上の塀、垣、門、擁壁 太陽電池モジュールの設置面積の合計が 250 m ² 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 10 m 以上 (塀、垣、門、擁壁については高さ 2 m 以上) の工作物の外観変更に係る部分が各面の面積の 1 / 5 以上のもの

- ※ 1 対象となる工作物は、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫、鉄塔、橋梁、道路付属物、河川管理施設、公園施設、サイン、その他公共の用に供する施設等。

6. 景観形成基準



□建築物・工作物の景観形成基準

項目	具体的なルールの内容
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間にゆとりを感じさせるように建築物・工作物の位置に配慮すること ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること ・筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さに努めること
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な建造物等との調和に配慮したデザインとするよう努めること ・長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な建造物や自然との調和に配慮し、外観の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色になるよう努めること ・明度は歴史的な建造物や自然との調和に配慮すること ・マンセル値によりR、YR、Y系は彩度3を、GY、G、BG、B、PB、P、RP系は彩度1を超える色彩を使用しないこと <p>※外壁各面の10%程度はこの限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。</p> <p>※周辺との調和に配慮した自然素材や伝統的工法の素材の色についてはこの限りでない。</p> <p>※景観審議会の意見を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りでない。</p>
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること ・受水層や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えないよう配慮すること。
緑化・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、垣、柵等を設ける場合は、歴史的な建造物や自然との調和に配慮した生垣、板塀、土塀等の設置に努めること。ただし、やむを得ず道路等の公共空間に面してブロック塀を設ける場合は、高さや意匠などの修景に工夫するよう努めること ・工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物を掲出する場合は、奇抜な形状を避け、歴史的な建造物等と調和したデザインや低彩度の色彩となるよう努めること ・窓面利用の広告物・広告幕の掲出は避けるよう努めること ・点滅する光源、サーチライト等の強い光を発するものは避けるよう努めること

※ 太陽光発電設備の景観形成基準は、上記に P62-2 を追加する。

諮問第9号

久留米市屋外広告物条例等の改正について

久留米市屋外広告物条例等の改正（案）

久留米市屋外広告物条例等の改正内容

- 規格基準の見直し
- 安全点検の見直し
- 違反に対する措置等の見直し

久留米市屋外広告物条例等の改正（案）

1. 久留米市屋外広告物条例等について

本市は良好な景観形成・風致の維持・公衆に対する危害を防止することを目的として、平成20年度から久留米市屋外広告条例（以下「条例」）及び久留米市屋外広告物条例施行規則（以下「施行規則」）を施行し、屋外広告物の高さ、面積などの設置基準を定め、看板などの屋外広告物の規制を行っています。

また、平成22年度に策定した「久留米市景観計画」の地域特性に応じた屋外広告物の景観形成方針に即し、許可に関する地域区分や基準等を平成26年3月に条例及び施行規則を改定しています。

2. 久留米市屋外広告物条例等の改正について

本市では平成26年3月に条例及び施行規則を改正し、屋外広告物の規制を行ってきましたが、近年、新たに現行の屋外広告物許可基準等の課題が出てきました。その課題とは、新たな広告技術への対応をはじめ、良好な景観や交通安全への配慮、公衆に対する危害防止の推進です。

そこで、課題改善に向けて「規格基準」、「安全点検」、及び「違反に対する措置等」の見直しについて条例等の改正を検討します。

3. 久留米市屋外広告物条例等の改正項目（案）

1) 規格基準の見直し

- (1) 発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）の規格基準を新設
- (2) その他広告物
 - ①種類毎の基準強化（独立・屋上・壁面・突出）
 - ②主要交差点の規格基準を新設
 - ③総量規制の新設
 - ④特例許可制度の新設
- (3) 許可地域の見直し

2) 安全点検の見直し

- (1) 点検報告書の充実化
- (2) 安全点検の義務を明確化
- (3) 点検資格の拡充

3) 違反に対する措置等の見直し

- (1) 警告文書の貼付けや勧告
- (2) 違反情報の公表

4. 改正項目毎の課題・方針案・具体案

1) 規格基準の見直し

(1) 発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）の規格基準を新設

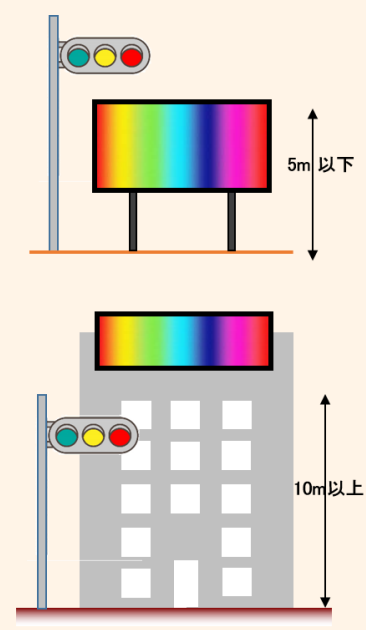
●現行と課題

- ・発光可変表示式広告物に特化した規格基準がなく、各広告種類の規格基準で許可しているため、大画面の広告や周辺環境に配慮できていないものが掲出可能である

●改正方針

- ・明るさなどの配慮事項について定性的な基準を策定し、表示時間帯、音量、輝度、色彩等への配慮を求める
- ・景観や交通安全への配慮を特に求める地域及び場所【第1種許可地域及び主要交差点】に一般広告物（貸看板）を禁止する
- ・広告物の乱立を防止するために1敷地当たりの表示面積を規制する

●具体案

□発光可変表示式広告物 (上乗せ規制)		第1種許可地域	第2種許可地域
 <p>(信号機の効用を妨げない広告物高さの例)</p>	総量面積	$S_{all} \leq 5\text{m}^2$ (1敷地当たり) 自家用広告物等以外は設置不可	$S_{all} \leq 30\text{m}^2$ (1敷地当たり)
	配慮事項	1) 文字数、文字の表示時間帯及び音量は、周辺環境及び交通安全に配慮すること 2) 光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えること 3) 表示内容は、落ち着いた色彩を使用するよう努めること 4) 設置箇所周辺の屋外広告物の集約に努めること	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、屋外広告物の種類（独立広告、壁面広告等や主要交差点区域に応じた基準を満たすこと ・別途、交差点や信号機の周辺に設置する場合は、交通管理者（警察）との協議事項を満たすこと ・別途、地区計画における屋外広告物の制限を満たすこと 対象地区計画：「花畑」「JR久留米駅西口」「小森野」 ・1敷地とは、一体利用している一団の土地のことを示す（建築基準法の敷地や筆や所有権によるものではない） 	

●発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）とは

- ・電気等を利用して自ら発光する広告物で、LEDや液晶等でデジタル動画を表示するもの、その他、電光掲示板並びに回転灯など照射する光が動くもの

(2) その他広告物

① 種類毎の基準強化（独立・屋上・壁面・突出）

●現行と課題

- ・種類毎の面積規模（総量）が規制されているが、総量を1面に集中させることができるため、大面積の広告物が掲出可能である
- ・市内全域で自家用広告物であれば、背景色（地色・ベースカラー）に高彩度の色彩を用いた広告物が掲出可能である

●改正方針

- ・一般広告物の独立・壁面広告等に広告1件毎の面積基準を設け、大型の貸看板を制限し、小型化+集約化を図る
- ・色彩の制限について、第1種許可地域は全て、第2種許可地域は自家用広告物等以外（一般広告物）に高彩度色の制限適用を拡大する

●具体案

独立広告

□独立広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	高さ	$H \leq 10\text{m}$	$H \leq 15\text{m}$
	面積	$S \leq 20\text{m}^2$ (1基当り) 自家用広告物等以外 $S_x \leq 5\text{m}^2$ (1広告当り)	$S \leq 50\text{m}^2$ (1基当り) 自家用広告物等以外 $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)
	色彩	すべての広告物に対し 地色に高彩度の色彩の使用を禁止	自家用広告物等以外 地色に高彩度の色彩の使用を禁止
	その他	・外付けの付属照明は高さHに含まない	

屋上広告

□屋上広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	高さ	$H \leq 1/3h$ $H + h \leq 50\text{m}$	$H \leq 1/2h$ $H + h \leq 50\text{m}$
	色彩	すべての広告物に対し 地色に高彩度の色彩の使用を禁止	自家用広告物等以外 地色に高彩度の色彩の使用を禁止
	その他	・外付けの付属照明は高さHに含まない ・建物の高さが一定でない場合は、その広告物を設置する箇所の建物の最高高さをhとする	

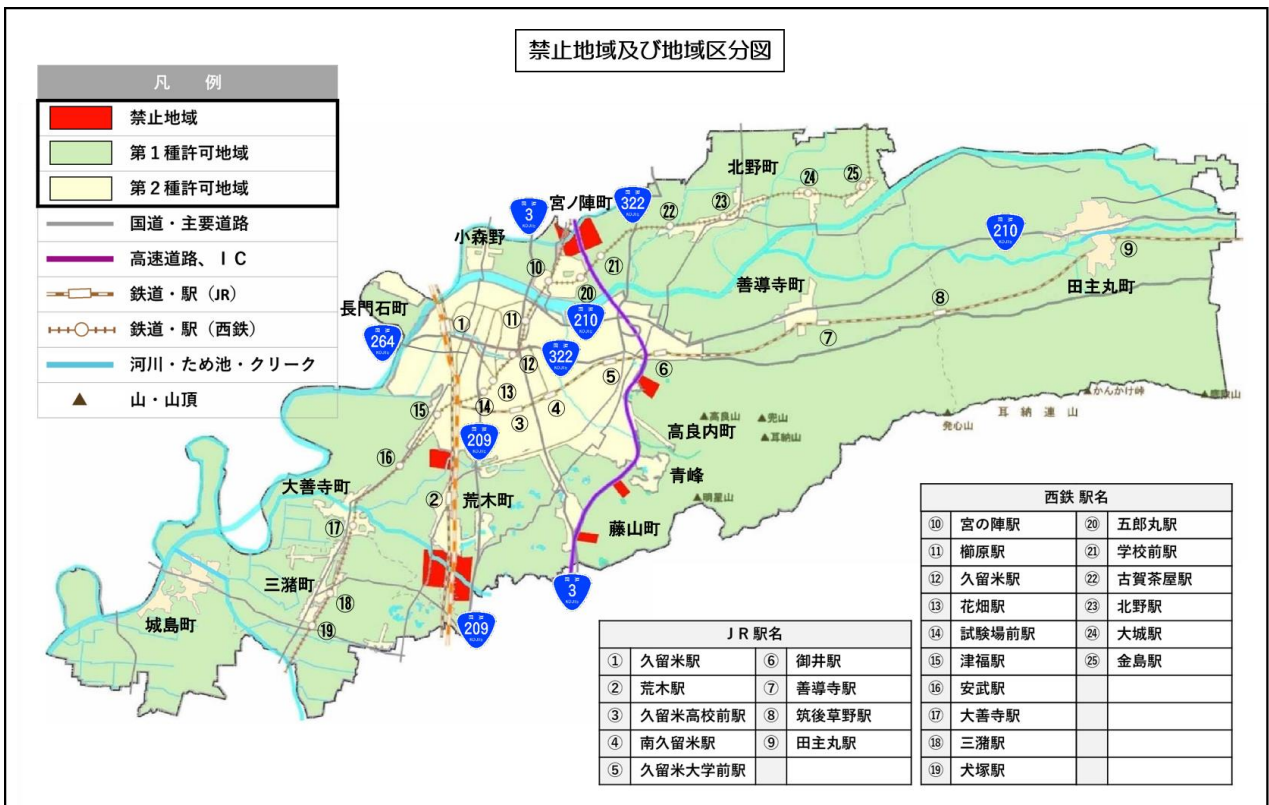
壁面広告

□壁面広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	面積	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り)	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り)
		自家用広告物等以外 $S_x \leq 5\text{m}^2$ (1広告当り)	自家用広告物等以外 $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)
	色彩	すべての広告物に対し、地色に高彩度の色彩の使用を禁止	自家用広告物等以外、地色に高彩度の色彩の使用を禁止
	その他	・各面毎の建物壁面面積をS'とする ・多角形の場合は各折れ点毎の壁面による	

突出広告

□突出広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	面積	$S \leq 5\text{m}^2$ (1壁面当り)	$S \leq 30\text{m}^2$ (1壁面当り)
		自家用広告物等以外 $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)	自家用広告物等以外 $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)
	色彩	すべての広告物に対し、地色に高彩度の色彩の使用を禁止	自家用広告物等以外、地色に高彩度の色彩の使用を禁止
	その他	・広告物が道路に突出する場合には道路占用許可が必要	

●参考：許可地域区分（現行）



② 主要交差点の規格基準を新設

●現行と課題

- ・ 主要な交差点には広告物の需要が多くあるが、敷地や区域当たりの面積総量を規制していないため、多数の広告物が掲出可能である
- ・ 種類毎の面積基準に応じた大面積の発光可変表示式広告物が掲出可能である

●改訂方針

- ・ 区域内の対向面積を制限する
- ・ 発光可変表示式広告は1基当たりの面積制限及び一般広告物の用途を禁止する

●具体案

□主要交差点区域における規制（上乗せ規制）

○主要交差点区域
（市長が指定する交差点（右表参照）において、対象交差点の側端及び道路のまがりかどから20mの範囲）

←歩道
←車道
←歩道

：主要交差点区域

4車線以上の2以上の道路が交わる交差点のうち、信号機を有するもの（以下、26か所）

①京町第二公園	②JR交番前
③三角公園前	④中央町
⑤本町	⑥市役所東
⑦本町四丁目	⑧通町三丁目
⑨六ツ門	⑩小頭町
⑪西鉄久留米駅前	⑫東町
⑬通東町	⑭東和町
⑮五穀神社	⑯中央公園
⑰消防本部東	⑱東櫛原
⑲中央公園北	⑳新合川2丁目
㉑東合川二丁目	㉒野々下
㉓山川野口町	㉔高速道入口
㉕競輪場東口	㉖野伏間

主要交差点に導流路がある場合は10m区間（黄色着色部）を追加する

■：通常の20m区域
■：導流路の10m区域
■：導流路の20m区域

	第1種許可地域	第2種許可地域
	自家用広告物等以外 $S_{view} \leq 10m^2$	自家用広告物等以外 $S_{view} \leq 30m^2$
対向面積	<p>対向面積：区域内で同一方向に向けられている広告の表示面積の合計面積</p> <p>左記の場合の対向面積は $4+5+8+3+10=30m^2$となる</p> <p>発光可変表示式広告物や可動する広告物は設置不可（自家用で一定面積以下のものは設置可能）</p>	
発光可変表示式広告物	$S \leq 2m^2$ （1基当たりの表示面積）	$S \leq 5m^2$ （1基当たりの表示面積）
可動するもの（回転塔等）	自家用広告物等以外は設置不可	自家用広告物等以外は設置不可
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途、屋外広告物の種類（独立広告、壁面広告等）に応じた基準を満たすこと ・ 10m以上離れている広告物については、対向面積の合計面積に含めない 	

③ 総量規制の新設

●現行と課題

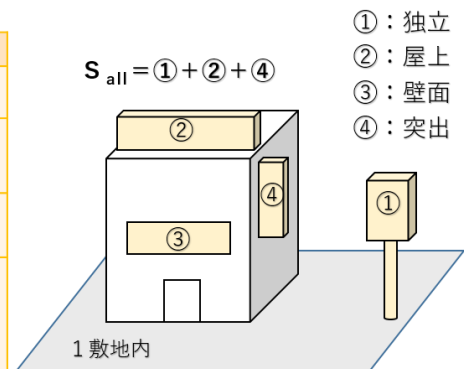
- ・第1種許可地域の交通量が多い交差点等には、広告物の需要が多くあるが、敷地や区域当たりの面積総量を規制していないため、多数の広告物が掲出可能である

●改正方針

- ・自家用広告物等と一般広告物（貸看板）に1敷地内の面積総量を制限する
- ・周囲の景観に与える影響を考慮し、壁面広告は除外する

●具体案

□総量規制（上乗せ規制）	
対象	第1種許可地域における1敷地内の広告物（壁面広告を除く）
総量面積	自家用広告物等の場合 $S_{all} \leq 50 \text{ m}^2$ （1敷地当りの表示面積の合計）
	自家用広告物等以外の場合 $S_{all} \leq 20 \text{ m}^2$ （1敷地当りの表示面積の合計）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1敷地とは、一体利用している一団の土地のことを示す（建築基準法の敷地や筆や所有権によるものではない） ・案内用広告物は総量面積に含まない



④ 特例許可の新設

●現行と課題

- ・久留米のランドマークになるような広告物や一時的なイベント等で掲示される広告物であっても規格基準内での掲出となるため、賑わいの創出等の観点から広告物によっては、規格基準の緩和を検討する必要がある

●改正方針

- ・公益性・公共性の高い広告物については、景観審議会に諮ったうえで特例許可を行う制度を新設する

●具体案

□特例許可（規格基準の緩和）	
対象	周囲の景観に配慮し他の模範となるモデル的な広告物や一時的なイベント等で掲示される公共性の高い広告物 ただし、久留米市景観審議会承認された場合に限る



ランドマークとなるもの



イベント広告（世界体操）

(3) 許可地域の見直し

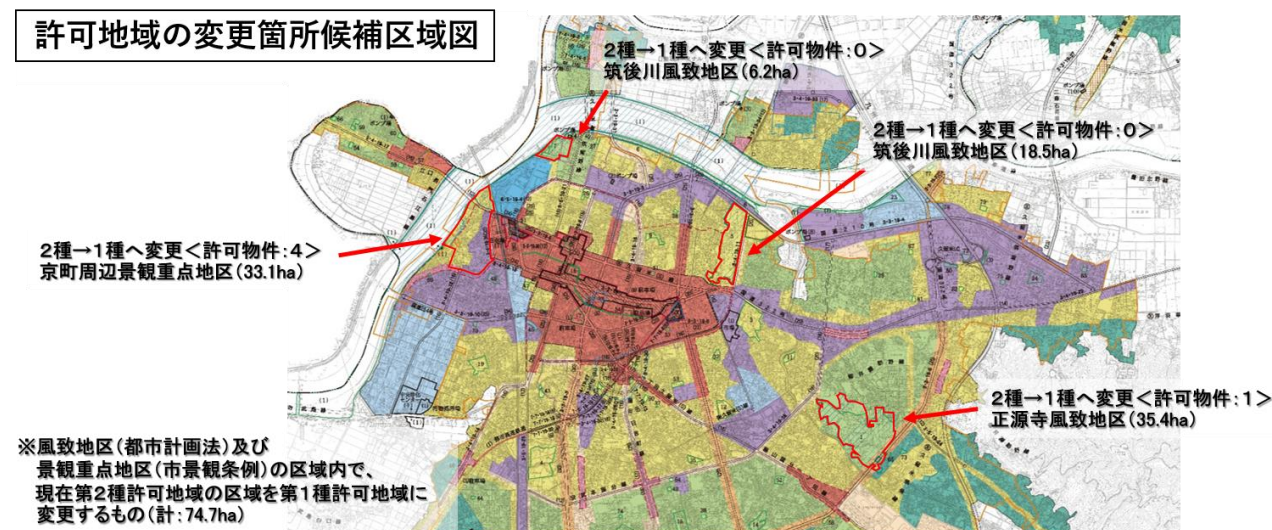
●現行と課題

- ・第1種許可地域は、第一・二種低層住居専用地域内や用途無指定の地域が対象であるため、自然環境や住宅環境と調和を図ることが望ましい「景観重点地区」、「風致地区」、「生産緑地地区」が含まれていない。これらの地区の一部は、第2種許可地域であるため、景観を阻害するような大面積・高彩度の広告が掲出可能である。

●改正方針

- ・用途地域によらず「景観重点地区」、「風致地区」、「生産緑地地区」を第1種許可地域とする

●参考：変更予定区域図



2) 安全点検の見直し

●現行と課題

- ・更新の許可の申請に自主点検結果報告書を提出する必要があるが、点検項目が物件全体に対しての集約された項目であるため、各部位の点検箇所の把握には添付写真等の別な資料で確認する必要がある
- ・全国的な屋外広告物の落下事故を受けて、国は各自治体に安全点検の義務化等の取組み(条例への明記)を求めているが、市の条例では「管理義務」と修繕・点検等を集約した考えになっており、施行規則の中で点検報告書の提出を求めている
- ・資格を有する点検を実施する場合の有資格者として、一級建築士・二級建築士・屋外広告士を認めているが、公益目的事業として屋外広告物の点検に関する技能講習を修了したものは認められていない

●改正方針

- 点検項目を点検箇所毎に細分化し、点検報告書の充実化を図る
- 「所有者」や「占有者」等、点検の義務を負うものを条例に明記し、安全点検の義務を明確化する
- 「屋外広告物条例ガイドライン」第 19 条の 2 並びに同ガイドライン運用上の参考事項第 8 の 3 の規定を満たす講習として実施されている「屋外広告物点検技能講習」の修了者を点検者の資格として認める

●点検報告書案（次ページ）

第 3 号様式（第 7 条関係）

屋外広告物自主点検結果報告書

現行

年 月 日

久留米市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

久留米市屋外広告物条例施行規則第 7 条第 2 項第 2 号の規定により、屋外広告物自主点検結果を次のとおり報告します。

1 広告物等の概要

(1) 種 類

(2) 表示（設置）場所

(3) 設置年月日

年 月 日

(4) 前回の許可

年 月 日 第 号

2 点検結果

点 検 項 目	異常の 有 無	改 善 の 概 要
①主要部分の変形又は腐食	有・無	
②取付（支持）部分の変形又は腐食	有・無	
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食	有・無	
④表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
⑤その他特に点検した箇所	有・無	
上記のとおり点検を行いました。		
年 月 日		
住 所		
氏 名		
（一級建築士・二級建築士・屋外広告士）		

注 屋外広告物管理者が資格を有する必要がある場合は、「（一級建築士・二級建築士・屋外広告士）」のうち、該当する資格を○で囲むこと。

※ 異常が有る場合は、異常の改善完了後に更新（許可申請書）の受付になります。

3) 違反に対する措置等の見直し

●現行と課題

- ・未申請である違反広告物について、その表示者、設置者に対して違反指導に取り組んでいるが、条例第 17 条（措置命令）には、指導手段や市民への周知方法が明記されていない

●改正方針

- ・指導手段として、警告文書の貼付けや勧告について条例に明記する
- ・市民への周知方法として、違反情報の公表について条例に明記する

5. 条例等の改正対象

改正項目	条例	施行規則	別表
1) 規格基準の見直し			
(1) 発光可変表示式広告物 (デジタルサイン等)の規格基準を新設	—	●	●
(2) その他広告物			
①種類毎の基準強化 (独立・屋上・壁面・突出)	—	●	●
②主要交差点の規格基準を新設	—	●	●
③総量規制の新設		●	●
④特例許可制度の新設	●	—	—
(3) 許可地域の見直し	—	●	●
2) 安全点検の見直し			
(1) 点検報告書の充実化	—	●	—
(2) 安全点検の義務を明確化	●	—	—
(3) 点検資格の拡充	—	●	—
3) 違反に対する措置等の見直し			
(1) 警告文書の貼付けや勧告	●	●	—
(2) 違反情報の公表	●	●	—